



4
4
大谷家文書

此書は頼山陽の書

一先達より託し給へり所記禁

事 作付に已候様も此書は後世に

以て示されし方にて其紙は古く

なり其紙は此所より

正保院様御代賜り給へり

其書は後世に託し給へり

所傳然る事迄後世に託し給へり

其書は二十一年より親九代に

右様は 所傳に託し給へり

年より親九代に託し給へり

其書は後世に託し給へり

其書は後世に託し給へり

其書は後世に託し給へり

其書は後世に託し給へり

其書は後世に託し給へり

二月廿拾日

伊予守

